

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付）

に関するお知らせ（令和5年度非課税世帯分）

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯（住民税非課税世帯）に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として1世帯当たり7万円を追加支給することになりました。

本通知は、令和5年1月2日以降転入者がいる世帯、未申告者がいる世帯向けのお知らせです。給付対象世帯に該当する場合のみ申請ください。

1. 給付対象者

基準日（令和5年12月1日）において住民基本台帳に記録されており世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主。

但し、住民税が課税となる所得があるのに未申告である方がいる世帯は対象外となります。

※以下の世帯は支給要件を満たしません。

- ・市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯
- ・租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課されない者を含む世帯
- ・銚田市以外で既に7万円給付金と同様の趣旨となる給付金の支給を受けた世帯
- ・住民税の賦課期日（令和5年1月1日）において日本に住所を有さない者のみの世帯（令和5年1月2日以降入国した者のみの世帯）

2. 給付額

1世帯当たり7万円

3. 手続き方法

申請書に必要な事項を記入し、下記の【給付金窓口】に申請してください。

申請書の【誓約・同意事項】の全ての項目を確認し、□にチェック（レ）をしてください。

提出書類（原則、申請・請求者名義のもの）

■申請・請求者本人（世帯主）の確認書類の写し

運転免許証、マイナンバーカード（表面）、在留カード、パスポート

介護保険証等の写し（コピー）をご用意ください。

■受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号
口座名義人を確認できる部分の写し

4. 申請期限

令和6年3月31日（日）当日消印有効に限る

【給付金窓口】（お問い合わせ・書類提出先）

〒311-1592 茨城県銚田市銚田1444番地1

銚田市福祉事務所社会福祉課 価格高騰重点支援給付金窓口

電話：0291-36-7920